

# 社会人の方のための給付制度

入学金・授業料の負担を減らせます！

専門実践教育給付金指定講座

- ◆医療ビジネス科
- ◆情報システム科
  - ・ITビジネスコース
  - ・システムエンジニアコース
- ◆こども福祉科

平成31年4月入学生

専門実践教育訓練給付金が

2年間で最大

**112万円**給付されます！

## 専門実践教育訓練給付金とは

働く人の能力開発やキャリアアップの支援を目的として、受講費用の一部を給付する制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（または一般被保険者だった離職者）が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講した際、入学金や授業料などの一部を、「教育訓練給付金」として受給することができます。

## 給付例



※ 卒業後1年以内に雇用保険の一般被保険者として雇用された場合

但し、公共職業訓練 長期高度人材育成コース(島根県)と併用できる場合は、入学金・授業料以外の教材費や実習費の一部を受給できる場合があります。

## 受給資格

- 受講開始日現在で雇用保険の被保険者である方、被保険者であった方ともに、支給要件期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、2年以上あること）
- 受講開始日時点で一般被保険者でない方は、一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であること。
- 前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに3年以上経過していること。

## 申請

受講開始日の1カ月前までに（2月末までに）

- 最寄りのハローワークにて**受給資格の確認（事前にジョブカードの作成が必要です）
- 最寄りのハローワークにて**申請手続き（受講開始後、6ヶ月毎に申請が必要です）

申請手続き、支給条件等の詳細につきましては、**最寄りのハローワーク**まで、お問合せください。

学校法人 斐川コア学園

**出雲コアカレッジ**

〒699-0621 島根県出雲市斐川町富村 1000-8

0120-72-2502